

# 令和3年第5回（9月）佐渡市議会定例会会議録（第5号）

令和3年9月22日（水曜日）

## 議事日程（第5号）

令和3年9月22日（水）午後1時30分開議

### 第1（総務文教常任委員会付託案件）

議案第75号から議案第77号まで、議案第84号、議案第85号、議案第87号、議案第96号、請願第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第78号、議案第79号、議案第88号から議案第93号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第80号から議案第83号まで、議案第94号、議案第95号、陳情第5号

### 第2 佐渡文化財団について

### 第3 発議案第8号

### 第4 発議案第9号

### 第5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（21名）

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡 辺 竜 五 君	副市長	伊 貝 秀 一 君
教育長	新 発 田 靖 君	総合政策監	日 坂 仁 君
総務課長 (兼選考委員 管理事務局)	中 川 宏 君	防災管財課	伊 藤 修 君
企画課長	猪 股 雄 司 君	財政課長	平 山 栄 祐 君
市民生活課	磯 部 伸 浩 君	社会福祉課	知 本 政 則 君
子ども若者課	市 橋 法 子 君	高齢福祉課	吉 川 明 君
地域振興課	岩 崎 洋 昭 君	移住交流課	渡 邊 一 哉 君
交通政策課	十 二 毅 志 君	農林水産課	本 間 賢 一 郎 君
農業政策課	中 川 克 典 君	観光振興課	中 川 裕 二 君
建設課長	清 水 正 人 君	下水道課	宮 城 徹 君
教育総務課	坂 田 和 三 君	学校教育部	森 和 人 君
社会教育課	市 橋 秀 紀 君	両津病院長	伊 藤 浩 二 君
監査委員課	齊 藤 昌 彦 君	医療対策課	岩 崎 徳 之 君

事務局職員出席者

事務局長	山 本 雅 明 君	事務局次長	梅 本 五 輪 生 君
議事調査係	数 馬 慎 司 君	議事調査係	余 湖 巳 和 寿 君

午後 1時30分 開議

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

議会運営委員長の報告

- 議長（佐藤 孝君） ここで議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。  
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） 昨日、議会運営委員会を開催し、今定例会の会期日程の変更について協議をいたしましたので、報告します。

中川直美議員から議長に対し、発議案第9号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出がありました。協議の結果、所定の要件を満たしておりますので、本日の議事として取り扱うことに決定をいたしました。

お手元に配付した会期日程表を御覧ください。本日は、常任委員長の報告、採決、佐渡文化財団に関する総務文教常任委員長の報告の後、発議案の上程、採決、閉会中の継続審査の件を採決します。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

---

日程第1 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第75号から議案第77号まで、議案第84号、議案第85号、議案第87号、議案第96号、請願第1号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第78号、議案第79号、議案第88号から議案第93号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第80号から議案第83号まで、議案第94号、議案第95号、陳情第5号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

- 総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第75号 専決処分承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3,876万円を追加する予算の補正を本年7月16日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものでありま

す。内容は、市民が大規模接種会場で新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の交通費の一部を補助する経費及び本年7月6日から7日、11日から12日にかけて発生した梅雨前線の影響による大雨被害に係る災害復旧費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第76号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、条例の根拠法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第77号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、基金の原資となる過疎対策事業債の根拠法である過疎地域自立促進特別措置法が本年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が本年4月1日に施行されたことに伴い、佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第84号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、本年5月6日に梅津地内において発生した給食配送車による事故に関し、相手方所有物の物損に対する損害賠償金を支払うことについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第85号 佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定について。本案は、本年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする佐渡市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ20億7,778万7,000円を追加するものであります。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保や産業振興と雇用促進及び地域経済の活性化に要する経費を計上するとともに、外部人材活用事業や創業・事業拡大等支援事業、病院補助事業、普通建設事業及び災害復旧経費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教常任委員会。（1）、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、秘書費について。佐渡市総合戦略アドバイザーについては、令和3年6月30日付で要綱が設置され、その任期は9月1日から始まり、委嘱が行われている。本予算案には、謝礼等として予算計上がなされているが、任期開始以前に予算を確保すべきである。よって、予算計上の在り方については十分注意すること。

（2）、10款教育費、6項保健体育費、4目学校給食費、給食センター整備費について。佐和田学校給食センターについては、建築物や設備等の老朽化が進んでおり、修繕が相次いでいる。以前から指摘をしているところではあるが、今後を見据えて、早急に抜本的な対策を検討されたい。

2、産業建設常任委員会。7款商工費、1項商工費、4目観光費、冬季プレミアム商品造成事業（新型コロナ対策）について。佐渡の観光に不足する高単価商品を販売することについては評価するが、商品、企画内容のチェック、受入れ体制の整備、支援及び目標達成に向けた販売促進手法について検討すること。

また、今回の結果を踏まえ、次回以降、宿泊施設独自の販売につなげること。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2億8,988万4,000円を追加する予算の補正を本年9月1日付で専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。内容は、新潟県が本年8月30日に県内全域を対象とした特別警報を発令したことに伴う新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の給付に要する経費を予算計上したものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

請願第1号 「コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願。本請願は、新型コロナウイルス感染症が収まる気配がなく、深刻な経済不況が生活を脅かす中で私立高等学校の学費負担は国の支援の拡充が図られたものの、施設整備費や入学金はそのまま負担として残り、同じ高校生でも公私間に格差が存在していることから、コロナ禍においても私立高校生が学費を心配せずに学ぶことができるように私学助成増額・拡充を求める意見書を関係機関に提出することを求めるものであります。審査の結果、賛成多数で採択すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）に関する委員長質疑に入ります。

市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 専決処分ではありますが、先ほど説明があったとおり災害の関係と、集団接種のワクチン接種の件でございます。ワクチン接種を朱鷺メッセで集団接種でやるということに対して2,000円の海上運賃分の補助をするということだったのですが、全体では1,006人ぐらいやったということになっているわけです。今言うまでもありませんが、イスラエルなどはワクチン接種が進んだのだけれども、もう3回目、もっとまた増えているという状況がまたあるわけで、昨日の報道でももう3回目を日本も来年からやるということが報道されていますから、今後のワクチンの供給の問題やいろいろなことを考えたときに、またこういったことも今後起きるのではないかという点でいうと、やっぱり今回のところからきちり教訓を導き出して、いい制度にしなければならぬだろうというふうに思うのですが、この辺はどんなような議論になったのかを教えてくださいということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

今ほど質問にありました今後3回目の接種についてどのようなというお話でしたが、3回目の接種についてもまだ具体的に決まっているものではありませんので、具体的な審査という点は行っておりません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） いや、今後3回目もあるから、今回の補助制度そのものの中身に矛盾点や問題点は

なかったかということを知りたかったので、そういう視点でお答え願いたいと思います。市長からも報告がありましたが、一時期国からのワクチンが供給不足でなかなかワクチン接種が進まないという中で、集団接種やるといったら市長が100人ではなくて、もっといっぱい欲しいということで、枠も取って、佐渡島民が多く受けられたわけなのですが、7月2日、3日、8月14日、15日ということで、お盆の最中だった。なかなか集まらなかったのではないかと。市の職員が行くのが悪いという意味ではないのです。結構市の職員も行ったというふうに思うのですが、全体に集団接種に行けた方々の年代などはどういう年齢だったのか。つまり今後どういう形のワクチン接種の在り方になっていくか分かりませんが、そういったときのために、今回市長が離島でのあれだから、本土と同じようにということで海上交通費の2,000円、英断奮ってやったわけなのだけれども、今後そういう意味でどうだったか。例えば市の職員が何人ぐらい行って、60歳以上が何人かというようなことはどんな状況だったのでしょうかということを知りたいわけだ。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、お答えをいたします。

まず、市民優先という中で他の市町村のキャンセル待ち、そういったものを何とか優先的に佐渡市にとりあえずいろいろと確保した中で、それでも余っている場合につきましては、先ほどお話があったように市の職員、特に窓口対応、これは市役所並びに支所、行政サービスセンターも含まれます。あと保育園の保育士、そういったところにお声がけをして、打っていただけるようにということでお声がけをしたという説明がありました。それで、年代とか人数等につきましては一応お聞きはしましたけれども、具体的な統計をそこまで取っていないという説明がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 冒頭から言っているように、今後こういったことがあったときにどういう補助制度がいいだろうか、高齢者ばかり多くて、島内運賃もやっぱり大変だったみたいな話もあるかどうか、そういったことをやっぱり十分してやるべきではないかということを知りたい。そうすると、市の職員も何人受けたかも審査の中では明らかにしなかったのですか。市の職員の場合は、この対象枠の補助額に入るのですか。もっと言うならば、私はこの間重度になりやすい方をやってきていましたけれども、今回のことと言うわけではないのですが、市民と接する、地域に入っていくというのが市職員の役割ですから、そういった意味では市の業務としても、いや、もう一定程度落ち着いていますから、市の予算の中でやっぱり対応していくべきだと思うのだけれども、その辺は言っている意味分かりますよね。また違うところ答えられても困るので、その辺はどうですかということを知っています。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えをいたします。

この補助金制度につきましては、市の職員も対象になります。市の職員何名といった内訳につきましては、その数字というものは、先ほどもお答えをいたしましたけれども、統計を取っていないということがありました。ですので、ワクチンの業務、いろいろと今市の職員、一生懸命頑張っていく中で、どこまでできるのかということがございます。ですので、一度ワクチン接種というものが一定程度落ち着いたら、

今回の業務の総括、そういったものも今後必要になってくるだろうということは私自身は考えておりますが、現時点でそういったところまでまだ手が回っていないというところでございました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第75号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についてに関する委員長質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する後藤勇典君の質疑を許します。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 外部人材活用事業について質疑をしたいと思っております。

こちらのデジタル人材派遣負担金、それからおもてなし向上事業委託料についてなのですが、こちらそれぞれの事業について、事業の目的は何なのか、どんな成果を求められ、どのような目標が設定された事業なのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えします。

デジタル人材の負担金の内容、目的、成果目標ですが、令和3年9月に国がデジタル庁を設置することを踏まえまして、民間外部人材を登用し、佐渡市のデジタル化推進体制の整備や行政事務の電子化、効率化を目指すために今年度から創設された国の地域活性化起業人の制度、企業人材派遣制度を活用して行うものです。制度を簡単に説明を行いますが、活動内容のメニューとしてはいろいろあるのですが、観光振興や地域産品の開発とかあるのですが、佐渡市としてはICT分野、デジタル人材の派遣を国に申し入れ、数社の民間企業、在籍派遣という形ですが、そこから選考し、システムエンジニアの方においでいただくことということになったものであります。財源としては特別交付税措置の受入れに関して1人当たり560万円の上限が設定され、今回の予算額440万円は12月から来年3月までの4か月分となっております。具体的な内容ということですが、スマートアイランド構想の設定、高齢化に対応したデジタル分野の活用、観光客等の島内キャッシュレス化、行政事務の電子化などの説明がありました。成果目標については、具体的な進捗度を委員会では問い合わせしてありませんが、今ほど述べた具体的な事業の進捗経過がある程度目安になるものではないかというふうに思っております。

もう一つのおもてなし人材派遣ですが、この事業は大手航空会社からキャビンアテンダント2名に非常勤で委託をし、おもてなしに関するノウハウを伝授いただくという、そういう取組です。具体的には観光

施設や市役所の現地視察、おもてなしプログラムの策定、おもてなし講座、おもてなしリーダーの育成、航空会社、学校におもてなしリーダーを設定するとか、市内の小中学校でキャリア教育の出前授業の実施などのプランの説明がありました。予算額の418万円は大手航空会社への委託料となっています。人件費とか交通費など全て包含したものになっております。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となっています。事業の開始は10月というふうに説明を受けております。事業目標についても、先ほどと同じように具体的進捗度を問い合わせるはありませんが、説明の中で市内のリーダーを育成したい、そこから拡充を進めたいということでありました。市外からの訪問客や市民への対応が改善したかなど、そのようなところが事業成果に向けた何らかの目標設定になるのではないかとこのように捉えております。

1回目の答弁は以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） やはりネーミングだけ見た事業ですと、事業内容がいまいち分かるようで分からないというところがあって、そういった中ではいわゆる成果指標というか、KPIがきちんと設定されてあるべきなのだろうなというふうに思っております。

2回目の質問としましては、まずデジタル人材のほうです。こちらなのですけれども、外部から人を入れるということで、実際所属される部署というのがどちらになるのか、それから任期というものは大体何年ぐらいで設定しているのか、外部の方が特有の専門性の知識とかスキルを十分発揮できるような、そういう権限移譲だとか、そういう組織体制はどうなっているのかということについて伺いたいと思います。

もう一つ、おもてなし人材、こちらのほうも配属先がどういうふうに想定されているのか、任期はおおよそどのぐらいで考えているのか、おもてなしのリーダーを育成することなのですからけれども、具体的なセミナー開催ですとか研修、そういったものを年間どの程度行う予定であるのか、それによって本当におもてなしの力というものが養われるのかどうか。気になるのは、形だけでやって、はい終了になっては困るということなのですが、その部分についての担保はどのようになされておりますでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 委員会の中では、人材といいますか、招致する方々の待遇に関する質疑がほとんどで、具体的などころまで踏み込んだ質疑はあまりできませんでした。デジタル人材について、どこの部署になるのかということは問い合わせしてありません。任期については、2年間というふうに報告を受けております。権限移譲という話ですが、これはそれぞれの業務といいますか、内容についていろいろな担当課に行き渡りますので、具体的な権限移譲についても、それはちょっと私たちは分からないところでもあります。残るものということですが、要するに事業の進捗度がどうなるかということきちんとして確認していかなければならないというふうに思いますし、KPIについてもそういうところが対象になるのではないかとこのように考えます。

もう一つのおもてなし人材ですが、これについても非常勤ということで、常にいらっしゃるわけではないというふうに思いますので、どこの部署に配置になるのかということも問合せはしませんでした。何回の計画になるのかということも今説明を受けておりません。任期については、取りあえず1年間実施をした



いという説明がありました。残るものは何なのかということ、実績を問われているのだと思いますが、私ども委員会の質疑の中で出てきたのは、以前観光戦略監ですとか広報戦略監という方においていただいて、いろいろな取組をされましたが、そのときの総括といいますか、そのときはどういうことでやったのか、そのことを踏まえながら、その反省に基づいてしっかりと計画を立てるべきではないかということ、委員会としては指摘をしたということがありました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、総務文教常任委員長に対する荒井眞理さんの質疑を許します。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 佐渡市総合戦略アドバイザーについて、委員長に質疑いたします。

佐渡市総合戦略アドバイザーが置かれることは全議員には知らされておらず、委員会報告を見て初めて知ったという状況です。そこで、伺わせていただきます。このアドバイザー制度は、いつ総務文教常任委員会に説明があったのでしょうか。また、何のために必要なアドバイザーを設置したいという説明だったのか。また、なぜこのタイミング、なぜ今設置なのかということについて質疑いたします。

そして、総務文教常任委員会でも意見をつけておられますけれども、既に9月1日にアドバイザーが委嘱されているにもかかわらず、その必要な予算がこの9月議会、つまり委嘱よりも後に予算案が議会に出されるというのは手順が違うのではないかと、私もそう考えますが、これらの点についての審査状況をご説明ください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えさせていただきます。

市の総合戦略アドバイザーについて、具体的な説明は当委員会でも今定例会までなかったというふうに記憶をしております。何のためのアドバイザーかということですが、おおむね概略を説明させていただきますが、今回の提案のアドバイザーというのは佐渡市総合戦略アドバイザーという方と佐渡市起業・交流促進アドバイザーという方と2種類があります。総合戦略アドバイザーの設置の目的については、国の指導の専門家の方から佐渡の在り方、方向性について指導、助言をいただき、佐渡の魅力を押し上げるというふうな説明でございます。内容については、市政運営に関する相談や意見交換、佐渡の未来づくりに関する佐渡未来講座というものを設けて、講師として依頼をして、市民の皆様に学ぶ機会を提供したいという説明でございました。もう一つの起業、起業というのは起こす業のほうですが、起業・交流促進アドバイザーについては、今年度から移住交流推進課が設置され、新たな起業や多様な人材が活躍できる取組を構築して関係人口の拡大や移住者の受入れ促進、定着を目指している、そのようなことから目的としてビジネスコンテストの開催やインキュベーションセンターの整備等、佐渡で起業する方への支援内容の検討をお願いするというふうに説明がありました。具体的には起業、交流、移住に関するアドバイスですとか、新潟や佐渡における事業実施などという説明がありました。

手順が違うのではないかとということですが、そういうふうに考えまして、委員会審査報告に記載した次第です。先ほど任期が9月1日というご指摘ありましたけれども、委嘱は8月31日で、任期が9月1日ということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 引き続き質問させていただきます。

この時期なのですけれども、今お聞きしたようなことであれば、アドバイザーを置くのは年度の初めからがふさわしいのではないかと、これは多くの方がそう考えるかと思えます。それからまた、佐渡市総合計画がほぼ出来上がっているタイミングですけれども、いろいろなアドバイスをいただくのであれば、そういったようなタイミングを考えても、今ではないのではないかと。市としてなぜこの9月からアドバイザーを置きたいという意図だったのか、もう少し審査しておられれば、そのご説明をお願いしたいと思います。

それから、総合戦略アドバイザーのほかに起業・交流促進アドバイザーと2種類あるということですが、これは、どういう人材を何人くらいそれぞれ置かれるものなのか。それから、報酬についてどのような予算計上になっていたのかお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） なぜこのタイミングでこういう事業を始めていたのかということに関しては、具体的質疑ができておりません。これは執行部のほうで都合があったことだというふうに思いますが、総合計画等のご指摘もありましたが、総合計画はまだ完全にできておりませんので、そのことについても関連があるのか、ないのかは分かりません。

アドバイザーですが、総合戦略アドバイザー、私たちが頂いた資料の中では8の方がリストアップされております。起業・交流促進アドバイザーの方は4人の方のリストアップが確認されております。報酬ですが、予算書に記載されておりますが、今回提案されている予算は50万円ですが、1人10万円で一応5人分ということで予算を計上したという説明がありました。今回リストアップされた方が12人になりますけれども、全ての方が今回佐渡においでになるわけではないというふうな説明があったと思います。それで、この10万円というのは旅費も含まれておりまして、旅費が5万円、謝礼が5万円の配分だというふうな説明がありました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 8人と4人のアドバイザーで12人、どういう構成なのでしょう。今の時代は半々は女性が望ましいと、8人のうち4人が女性、4人のうち2人が女性と、こんなような構成になっているのかどうか、分かれば教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 配付された資料の中のアドバイザーの方々の性別については、全て男性でございます。

それから、先ほど申し忘れたのですが、総合戦略アドバイザーの設置要綱の中に、アドバイザーに対する報酬は支給しないということになっておりますので、そのことについては確認をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、市民厚生常任委員長に対する上杉育子さんの質疑を許します。

上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） では、一般会計補正予算の中の相川地区認定こども園整備事業について伺いたいと思います。

昨年の委員会審査で、実施計画の確認や現地視察が行われていたと記憶しています。工事等は増額経費が出てくることというのはよくあることなのかなと、致し方ないものなのかなというような気持ちでもあったのですが、今回の場合は外構工事費となっております。この点について、もともとそのような計画があったのか、増額になった経緯を聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、上杉議員のご質問にお答えをいたします。

この経緯でございますけれども、令和3年2月に新潟県の地域振興局地域整備部砂防課から執行部のほうに連絡がありまして、現在土砂災害区域指定急傾斜地の見直しを行っており、当該地は現在ののり面形状であれば新たに土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンもしくは土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンの指定となり得ると。ですので、区域を無指定とするにはのり面勾配を30度以下にする必要があるという連絡が来たということでございます。そもそも当初の計画におきましては、こののり面の部分は手を加えない予定でありました。あそこに園を建てるという段におきましてはしっかりと調べて、土砂災害警戒区域でもなければ、地滑り地帯でもないということを確認した上であそこに建てるという計画でありましたが、県からの指摘を受けて、改めて工法の比較の検討を行いました。4月に県の砂防課、市の子ども若者課と建設課等と協議をした結果、子供の安全な環境を提供するという観点から、のり面全体を30度以下の安定勾配で切土及び盛土を行って植生で覆うということで、景観に配慮した工法を行い、工事を行いたいという説明でありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 上杉育子さん。

○10番（上杉育子君） ありがとうございます。

地滑り等々、法的にもちょっと見直しがかかってきているような状況の中でそういう結果が出たということは、委員会として園児が本当に安心して教育、保育が受けられる環境整備であると、そのような判断の上で通ったのかと私は今回理解したのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） お答えいたします。

今回も改めまして委員会で現地視察を行わせていただきました。やはり建設工事、まきに行っている建設というのも今基礎のところをしっかりとやっているところなのですけれども、いざ建ててからのり面の工事に入りますと、もう既に園児が通っている状況での工事となります。いろいろと園児の安全等も考えますと非常に厳しいということもあり、今この状況であれば工事がスムーズに一定程度できるというところ

ろも改めて確認をさせていただきながら、しっかりと工事をしていくべきだという考えに至ったということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） プレミアどこでも商品券発行事業の件です。

上程のときにも質疑がいろいろあったわけですが、とりわけ産業建設常任委員会ではいつもこういう商品券については、地元業者に恩恵があるのかということや度々厳しく言っているかというふうに思うのですが、その波及効果及び島内事業所への対応などで何か工夫されている点、どこでもドアですから、どこでも行けるのだみたいな感じであるのだと思うのですが、問題ないか、その辺のことをお聞きをしたい。

また、コロナ禍の中で結構感染流行地ではありませんが、回り回ってこの佐渡経済も本当に深刻ですから、この予算で十分かというあたりはどのような審査をなされたのかお聞きをします。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えさせていただきます。

島内事業者などの対応、こういったもので問題がないかということでございます。この事業は、新型コロナウイルスの影響を受け、停滞する市内経済の活性化を図るためのプレミアム分30%を上乗せして商品券を発行して、需要を喚起する事業でございます。当初は市内の登録店舗で全額利用可能という説明がございましたが、島内事業者への利用が少なくなると我々思料したことから、本委員会で提言をさせていただき、最終的に全店利用券と、それから市内に本店のある登録店でしか利用できない地域限定利用券、この2系統に分けて販売するということになっております。

また、予算の関係でございますが、商品券発行額については前回の2億1,000万円のプレミアム商品券のものに対して、今回は2億2,750万円の予算ということになっております。また、発行規模も前回の3万セットから3万5,000セットに増えておりますし、多くの人が利用できるようになっているのではないかとということで、了としたものでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） うちの会派、産業建設常任委員会に委員がいないのもあるので、そういった中身を審査の経過とかいろいろ書いておいてもらえれば非常に分かりやすかったのですが、そこでお尋ねをするのですが、コロナの経済対策というのはほとんど産業建設常任委員会分野の中で今回もこれだけでなくて、いろいろあるわけなのですが、もうこれ9月、あと残り半分、この間打ってきた経済対策やコロナ対策の中で不用額が見込まれるようなものも含めて、やっぱり組み替えて機敏に対応するというようなあたりは、今回一般質問のところなどでも二、三の議員からもありましたが、その辺はどのように審査されましたか。そのことが今求められると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 2回目の質問にお答えします。

委員会とすると別に地域振興課だけではございませんが、特に観光事業関係についても不用額というのは発生する可能性があれば、即組替えをして、次の予算編成に向けてやるのは指摘をしておるところでございます。なかなか具体的な、どれだけの不用額ということはまだ当委員会では知っておりませんが、まず昨年の実績から見れば、これだけのどこでも利用できるような格好でいければ、不用額というのはそんなに発生しないのではないかと、そういうことで審査を終えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） もちろん決算審査特別委員会ではございませんが、もう事業の受付を締め切ったものというのは事実上不用額のようなものというのは分かるわけでありまして、ぜひやっぱり機敏な対応をする、漏れた人がいるなら、そこは拡充するとか、足りなければ、今回のプレミアどこでも商品券にももっと割増ししてでもまた市内の経済を確かなものにしていくというようなことが私必要だったというふうに思うのですが、そうすると不用額という失礼だが、執行残と言ったほうがいいのか、その辺はどのくらいあるか分からないような話だったけれども、本当は知っているのだと思うのですが、幾らぐらいですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） お答えします。

誤解があると思いますので、はっきりした数字をここでは答弁しませんが、前回もこういったプレミアム商品券をやった状況でなかなか前回の実績等を踏まえて見ると、やはり小売店、特に量販店関係に集中しておることがございました。そういった面でこういった意見をつけて2つの利用券をどこでも使えるような格好で、特に島内事業者に対して、今大変苦しんでおる事業者の方々になるべく利用させていただけるような格好をつくるというのが一番の主眼でありますので、そういった面ではこの約2億4,900万円ですか、この金額というのは例えば島内の5万人余りの状況からみれば、1人5,000円程度の利用が可能ということで、これはかなり幅広く利用できるのではないかとということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての討論に入ります。

荒井眞理さんの賛成討論を許します。

荒井眞理さん。

〔13番 荒井眞理君登壇〕

○13番（荒井眞理君） 市民の声会派の荒井眞理です。議案第87号の賛成討論をいたします。

この議案第87号について、委員会審査、質疑をする中で遺憾に思うこと、また懸念がありましたので、それらを踏まえながらも賛成するという意思を表明するために討論いたします。

まず、さきに総務文教常任委員長に質疑させていただきました佐渡市総合戦略アドバイザーなどの委嘱の件です。この件は、総務文教常任委員会報告が出るまで、ほかの常任委員会に所属する私たちの議員は知りませんでした。本来、市の執行部に直接議員としていろいろお伺いしたかったです。専門分野とはど

ういう分野を指しているのか、私どもの所属する市民厚生常任委員会に係る分野の人材はどうなっているのか、また先ほど委員長からお聞きしましたが、8名もの総合戦略アドバイザー、そして、4名もの起業・交流促進アドバイザーを加えると12名もいるのに、なぜ全員男性なのか。非常に偏りが甚だしい。では、女性とか、あるいは性的少数者の方々いないとしても、今後の予定はどうなのかなどなど、私ども総務文教常任委員会に所属しない議員も様々な角度で質疑をしたかったです。また、高度な専門分野の人材を委嘱するのだからいいことだと両手放しに評価することはできないということははっきり意見表明をしておきます。このような理由で高度な専門分野の人材を委嘱するのだからいいことだと、両手放しには評価することはできないという意見を表明しておきます。

それから、先ほどこの委嘱と予算確保のタイミングのことが意見についていましたので、このことについても触れさせていただきます。佐渡市の課題解決に必要な専門的人材、これをアドバイザーとして置くということは、その方々にいろいろな意味で重要な使命を担っていただくということです。しかも、その専門性の高さがありながら、無報酬のボランティアでお願いするのに、仮に何かの理由でこの予算案が否決になるとしたら、それは大きな失礼だというふうに考えます。6月には案が固まっていたということであれば、やはりもっと早期に議会全体に対して理解を得ておくことが非常に大切であると考えます。これは違法性があるとかないとか、そういう問題、正しいかどうかの問題ではないと思います。

次に、もう一つ、私が非常に遺憾だと思ったことは、あいかわ認定こども園の建設工事に伴う外構工事としてののり面処理の経費3,400万円のうちの2,000万円の補正予算です。昨年の6月議会に市民厚生常任委員会で、この建設現場は地滑りの危険性はないということを写真や図表で説明を受けました。その後、今年の6月議会でもたまたまこども園の審査をする中で、実は県からのり面について協議が必要になったと聞いたと。それで、土地の造成工事の予定期間内、つまり6月30日の期間内のり面をなだらかにすることが、ついでにたまたま口頭で説明をされました。ところが、そのり面工事には、実は3,400万円もかかる。それまでの執行残1,500万円を差し引いても2,000万円が不足すると、その分の予算計上をこの9月議会に上がってきました。そこで初めて、このり面は2月に県から土砂災害のレッドゾーンかイエローゾーンの指定とすると連絡があったという驚く説明があり、ではそのレッドゾーンやイエローゾーンに指定するという、その説明の資料はどこにあるのかと、出してほしいと言ったら、それは存在しないという説明でした。毛頭今年の6月議会で、委員会でこのレッドゾーンやイエローゾーンの指定とすることが分かっていたのであれば、それは単独の報告事項で、資料もきちんと用意をして、説明をするべきだったと私は考えます。これは議会の中の委員会軽視というふうにも取られる私は重大なことになると考えています。もう既にやってしまった工事であり、安全のためであることは仕方がないと思います。しかし、県からの重大な情報について根拠となる明確な資料もなく、説明を済まそうとしたことは、議会と執行部の信頼関係を損ねるものにもつながるため、二度とこのような曖昧な説明で2,000万円もの巨額の補正予算を計上することがないようにと期待し、今後は信頼関係を大切にすべきものとの意見を表明して賛成討論といたします。

○議長（佐藤 孝君） 以上で荒井真理さんの賛成討論は終わりました。

議案第87号についての討論を終結いたします。

これより議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 「コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書」の採択を求める請願についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第75号、議案第87号、請願第1号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第78号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収事務については地方公共団体情報システム機構が市町村長に委託することができるとされたことにより、別表に定める個人番号カード再交付手数料を削除するため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第79号、佐渡市認定こども園条例の制定について。本案は、あいかわ幼稚園及び相川保育園を統合し、あいかわこども園を開園するため、佐渡市認定こども園条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第88号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額からそれぞれ523万5,000円を減額す

るものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第89号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,237万6,000円を追加するものであります。主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第90号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本案は、令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億1,374万6,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う精算返還金、介護給付費準備基金積立金及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第91号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ60万3,000円を追加するものであります。主な内容は、施設修繕費の増額、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第92号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本案は令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ2,779万9,000円を追加するものであります。主な内容は、前年度決算の確定に伴う一般会計繰出金の増額及び人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収入の予定額に9,574万5,000円を追加し、収益的支出の予定額から4万3,000円を減額し、資本的収入の予定額に487万2,000円を追加し、資本的支出の予定額に396万円を追加するものであります。主な内容は、地域包括ケア病床導入に伴う入院収益及び支援業務委託料の増額、新型コロナウイルス感染拡大防止策のための医療機器の購入、トイレ等手洗い用自動水栓化改修に係る経費の計上及び人事異動等に伴う人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため15分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩



午後 2時46分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

駒形産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第80号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、海洋深層水を活用したクロアワビ種苗生産事業を廃止し、既存の蓄養施設と一体的な施設として管理運営することで、維持管理経費の削減及び施設利用者の拡大を図るため、条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第81号 公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）。本案は、松ヶ崎地内において、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線岩首工区道路拡幅工事に必要な道路用地及び海岸保全施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められており、異議のない旨答申することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第82号 新たに生じた土地の確認について（高瀬地内）。議案第83号 字の変更について（高瀬地内）。以上の2議案は、高瀬地内において、新潟県が施工した主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了したことにより、新たに生じた土地を確認すること及び当該土地を編入するため、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第94号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から42万円を、支出の予定額から1,116万9,000円をそれぞれ減額するものであります。また、資本的収支では支出の予定額に97万2,000円を減額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第95号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本案は、令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額から15万5,000円を増額し、支出の予定額から345万9,000円を減額するものであります。また、資本的収支では収入の予定額に1,850万円を、支出の予定額に1,545万6,000円をそれぞれ増額するものであります。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の減額のほか、漁業集落排水管渠の敷設工事に伴う工事請負費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

陳情第5号 小木直江津航路へのカーフェリー就航の早期実現を求める陳情について。本陳情は、佐渡汽船の経営改善のため、本年4月よりこれまでの高速カーフェリーに代わりジェットフォイルが就航している小木—直江津航路について、離島住民の移動手段や物流を担う重要な交通インフラであることから、

カーフェリー就航の早期実現を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。  
以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第80号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第80号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 佐渡文化財団について

○議長（佐藤 孝君） 日程第2、佐渡文化財団についてを議題といたします。

佐渡文化財団について委員長の報告を求めます。

金田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 金田淳一君登壇〕

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、総務文教常任委員会から所管事務調査について報告させていただきます。

お手元に4ページにわたる報告書を配付させていただきました。大変長い報告書でございますので、この場では報告書の中の1番の調査期日、2番、所管事務調査の内容、3番、本調査における目的及び概要のうちの(1)、本調査の目的等、それから一番最後のページになりますが、下のほうにあります4番、本委員会の意見のうちの(4)の佐渡文化財団の今後のあり方について(執行部への指摘)という部分を朗読して、報告に代えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

所管事務調査報告。本委員会の所管に属する事務について調査を実施したので、会議規則第109条の規定に基づき下記のとおり報告します。

1、調査期日。令和3年7月28日、8月12日及び8月23日。8月23日は、佐渡文化財団理事長、笹本芳廣氏を参考人として出席を求めております。

2、所管事務調査の内容について。佐渡文化財団について。

3、本調査における目的及び概要。(1)、本調査の目的等。平成30年7月2日に設立された一般財団法人佐渡文化財団は、その準備段階から市補助金の用途や担当課との関わり方が問題視され、当該年度からの決算審査及び令和2年度当初予算審査において厳しい指摘がなされた。当委員会は令和2年2月20日付で、当該団体設立前からの経緯と問題点及び当委員会の意見を所管事務調査報告書としてまとめている。

令和3年6月市議会定例会において、執行部から当該団体役員を刷新して再出発をしたとの報告を受けたことから、今までの問題点の再確認と現時点までの経緯及び今後の方向性について所管常任委員会としてどのように評価するのかということ調査の対象とした。参考人として新理事長より今後の方向性についての意見聴取を行ったことから、それらについて所管事務調査の報告をするものである。

4、本委員会の意見。(4)、佐渡文化財団の今後のあり方について(執行部への指摘)。対応方策検討会で強調している「佐渡市における文化のマスタープラン」として文化振興ビジョンを練り上げる工程の中で、佐渡文化財団の位置づけをどのように捉えるのかを十分に検討すべきである。

また、「佐渡学センター」を設置している理由と佐渡文化財団の必要性を明確に区分し、市民に対し丁寧に説明する責任がある。加えて、一般財団法人は、共通の目的を実現させようとする法人格であり、自立、独立性を持つものであり、行政の下請け機動的な位置づけにすべきではないと考える。社会教育振興は、社会教育行政としての認識を明確にすべきである。

以上の指摘を踏まえながら、様々な課題を抱えた佐渡文化財団であるが、佐渡市教育委員会社会教育課は、その悩みに寄り添い自立に向けた助言とサポートを継続されたい。

さらには、今回のことを教訓として、今後に新たな外郭団体を設立する際の手立てとして、再発防止に向けた規則等の策定など、厳格な基準を定めることを求める。

以上で報告といたします。

○議長(佐藤 孝君) 以上で佐渡文化財団についての報告は終わりました。

---

### 日程第3 発議案第8号

○議長(佐藤 孝君) 日程第3、発議案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

山田伸之君。

〔12番 山田伸之君登壇〕

○12番(山田伸之君)

発議案第8号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の  
提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者 佐渡市議会議員 山田伸之

賛成者	”	金田 淳 一
	”	室岡 啓 史
	”	稲辺 茂 樹
	”	荒井 眞 理
	”	中川 直 美
	”	北 啓

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、下記事項を確実に実施されるよう、強く求める。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第8号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発議案第9号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、発議案第9号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君）

#### 発議案第9号

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年9月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者 佐渡市議会議員 中川直美

賛成者 ” 中村良夫

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、

私学助成増額・拡充を求める意見書

全国では高校生の約3割が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

昨年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

しかし、当該制度の対象は授業料のみに限定されているため、入学金や施設設備費は保護者の負担が残っている。また、年収590万円を超える世帯では当該制度による支援が11万8,800円にとどまり、学費の負担が一気に増えることとなる。新潟県では、国と県の学費支援を受けても年額で約14万円から約47万円の負担が残される。公立高校では入学金5,650円を負担するだけであり、学費の公私間格差は依然として大きな開きがある。

新型コロナウイルス感染症は収まる気配がなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、市民の生活を脅かしている。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念される。

よって、国においては、次の事項の実現を強く求める。

記

私立高校生への就学支援金制度を拡充すること。

(1) 年収590万円を超える世帯への支援金を増額すること。

(2) 私立高校生を含む多子世帯の所得制限をなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、  
私学助成増額・拡充を求める意見書

新潟県では高校生の約4人に1人が私立高校で学んでおり、公立高校と同様に公教育の場として大きな役割を果たしている。

昨年度から私立高校生への就学支援金制度が拡充され、年収590万円未満の世帯に上限39万6,000円の支援金が支給され、新潟県では該当世帯の授業料無償がほとんどの私立高校で実現した。

多くの自治体が国の制度拡充を受け、独自の学費軽減制度を拡充し、年収590万円を超える世帯への助成措置を講じられた。しかし、新潟県では独自の学費軽減に関する予算が前年比で約49%の減額となり、制度の拡充も行われなかった。今年度は、約3%のわずかな予算増額となったものの、助成対象はこれまでと変わらず年収250万円未満の世帯のみにとどまっている。このことから、私立高校生の保護者の学費負担は国と県の制度による支援を受けても年額で約14万円から約47万円の負担が残され、5,650円の入学金負担のみの公立高校と比べると大きな学費の格差がある。

新型コロナウイルス感染症は収まる気配がなく、休業や失業など経済的に深刻な影響を及ぼし、市民の生活を脅かしている。とりわけ、私立高校の保護者にとっては学費負担が重くのしかかり家計への圧迫が懸念される。

よって、新潟県においては、次の事項の実現を強く求める。

記

学費の公私間格差を是正するために県独自の学費軽減制度を拡充すること。

(1) 年収590万円未満の世帯において、施設設備及び入学金の負担を軽減するため助成対象の拡大と助成の増額を行うこと。

(2) 国の支援が不十分な年収590万円から年収910万円未満の世帯に対し、県の上乗せ助成を行うこと。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

発議案第9号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。

言うまでもありませんが、先ほどの請願第1号が可決はされましたが、反対が1人以上いたことにより意見書を出さないと。国に意見書を出してくださいというのに、出さないとということになるので、あえて発議案を提出させていただきました。これどうしても言わなければならないことが二、三点あります。

1つは、県議会でも、昨年もおとしも全会派一致で採択をされています。この間、私旧市町村時代の真野町時代からも議員やっていて、多分旧市町村時代から議員やっている方は、ここに7人ぐらいいる。そのとき何十年來この署名運動、意見書を出してきて、佐渡市も含めて県内でこれを否決した議会はない

ということであります。恐らく今回私どもが意見書を出さないというと、県内市議会の中で佐渡市だけが出不来ということになるということをもまず強く申し上げておきたい。旧市町村時代、保護者が直接請求、受任者になって新穂村であるとかいろいろなところで一生懸命やっていたことも私承知をしております。

ある方に言わせると、紹介議員と提出団体が駄目だというようなご意見もあるようですが、憲法第16条では何人も請願をすることによって差別をしてはならないと定められております。指は指しませんが、団体がどうであれ紹介議員がどうであれ、中身についてやるのが議会の本道であります。総選挙前だからといって党利党略のようなことは私はすべきではないと、このことを強くまず1点目訴えておきたいと思っております。これ先ほど県議会のホームページを見たのですが、全部採択をされています。ということが1点目です。

2点目で、私立学校だからということですが、私立学校といえども公教育の一翼を担っている点においては国公立学校と変わりなく、公の性質、教育基本法第6条に書かれておりますし、教育基本法の中でも明確に位置づけて、第8条の中では、私立学校に対して、「国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」というふうになっています。私立高校と公立高校が2つ相まって多様性のある子供たちの学びを保障しているものであります。国の法律ではこうなっています。

3点目、2020年、令和2年度5月1日現在では、佐渡から島外に出ている、この団体の調査によりますと、46人。開志国際高校が13人、日本文理高校が10人、あと数人ずつというふうになっていますが、このような状況でちょっと増えているのかなという状況でございます。

もう一つは、SDGsの関係です。性懲りもなくまだSDGsのバッジをつけている方もいるかもしれませんが、質の高い教育という中でこういった多様性を認めていくというのはSDGsになっております。SDGsのことが今回言われましたが、まさにそういった点でもこれはどうしても上げていかなければならないものだというところがございます。基本的には県内の市町村の中では、市独自として私立高校に通う方の助成制度を持っているのは、これまで何度も説明をしてきたとおりです。現在、新潟市、田上町、長岡市、上越市、妙高市、糸魚川市として5市1町で私立高校への助成措置も持っております。

このような状況ですので、ぜひ客観的に判断していただきたいと思っております。反対するならばいいのですが、私はこの間、旧市町村時代、真野町、新穂村も含めて全てみんな採択をしてきていたのです。それをここで途切れさせることは、私はあってはならないという思いで討論を行います。ぜひ胸にSDGsバッジをつけている方は、改心をして、賛成をしていただきたい。このことを強く申し上げて、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第9号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第9号 コロナ禍において私立高校生が学費の心配なく学校で学び続けられるよう、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により議長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案について、議長は否決と裁決いたします。

---

#### 日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

これより請願第2号 コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める請願についてに関する委員長質疑に入ります。

産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほどとも似ているのですが、これも書いてあるとおり、世界的にはアメリカでも食糧を困っている人にコロナ禍の中でやっていると。そのことによって、米の在庫も含めて何とかなるといふ側面もあるからやろうという話なのです。今テレビでもコロナ禍で子ども食堂の問題だとかいろいろ言われている中で、これ何で継続審査にしたのか。どうもこの前やったこのTPP共闘団体というものが気に入らないのではないかと感じてしまったものですから、どうしてそんなことになったのか。県内では、もう既に阿賀町や田上町、田上町では保守系の議員が提案者になっています。そういったものがなぜやれなかったのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 中川議員にお答えします。

アメリカはアメリカで、日本は日本の施策でございまして、それぞれ違いがあると思います。今回の継続審査の件でございまして、他市とか類似団体の状況を確認した上で審議をしたいという意見もございまして、今の状況では情報が足りないということで継続審査とさせていただいたこととございまして、

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、先ほどの私学助成は県内で唯一意見書を出さない議会となるわけなのですが、今産業建設常任委員会の言い方ですと他市の状況を見て、他市が多数ならば、どうであれ採択をしていこうというふうな考えということによろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） もちろん12月議会までにいろいろな状況を勘案して、委員会として判断すべきものと思っております。

以上です。



○議長（佐藤 孝君） 以上で請願第2号に関する委員長質疑を終結いたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することに決しました。

---

○議長（佐藤 孝君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、令和3年第5回市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。本定例会におきましては、来年4月に開園を予定しておりますあいかわこども園の設置条例をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費等の補正予算などについて議決をいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問におきましては、12人の議員の皆様から市政全般にわたり多くのご提言をいただきました。それらを参考にして、今後の施策にしっかりとつなげてまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、現在全国的にも減少傾向となっておりますが、様々な拡大の要因といたしましては、やはりマスクをしづらい場面、そして換気の行き届かない空間での発生、これらが多く報告されております。大変繰り返しになるところですが、市民の皆様におかれましては、マスクの着用、人と人との距離の確保に合わせて十分に換気をされながら感染予防にご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、10月末を目途に希望される全ての方々の接種を終えられるように今取り組んでおるところでございます。夜間開催の会場も設置いたしましたので、ワクチンの接種にもご協力をいただき、一日でも早い「新しい生活様式」による日常の生活を取り戻せるよう、市民の皆様、議員の皆様、一緒に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議会冒頭でもご報告いたしました、佐渡金銀山の世界遺産登録に向けた国内候補選定が年内には発表される予定であり、佐渡市としては一日も早い吉報を心待ちにしているところであり、本議会でもいただいた様々なご提言を基に受入れ体制の整備等にしっかりと取り組んでいかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

現在、今後の佐渡市の方向性の指標ともなる佐渡市総合計画につきましても、今年度策定に向けて準備を進めているところでございます。市民の方々のご意見をいただきながら、また議会ともしっかりと意見交換を図りながら、よりよい計画になるよう努めてまいります。

また、佐渡の子供たちが多くの大会で全国大会へ出場するといううれしい知らせが聞かれる中、大変喜

ばしいニュースも届きました。現在行われている大相撲秋場所で佐渡出身で東幕下筆頭の寺沢さんが9月20日の取組で勝ち越しを決め、来場所での十両昇進へ大きく前進をしたと認識しておるところでございます。この活躍は佐渡市民並びに佐渡の子供たちの励みとなるものであり、今後のさらなる飛躍を期待するところでございます。

結びになりますが、島内各地では実りの秋を迎えており、これから本格的に食の島としての時期になってまいりました。一方、日を追うごとに朝晩の涼しさを感じるようになり、季節が移り変わろうとしております。議員の皆様におかれましては、健康にご留意をいただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和3年第5回（9月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時16分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 後 藤 勇 典

署 名 議 員 室 岡 啓 史